

# 印西市市民活動支援センターの在り方に関する答申書

平成22年11月  
印西市市民活動推進委員会

## はじめに

---

社会が成熟化するにつれ、市民の価値観やニーズが多様化する中、地方自治体の財政状況の悪化なども影響し、行政だけでは市民1人1人へのきめ細やかな対応が困難になっております。また地方分権の進展に伴い、地方自治の重要性が認識される中、地域社会の様々な課題に対して主体的に関わり、自分達のまちは自分達で良くしようという市民の意識は年々高まってきております。

そのような状況の中、印西市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年1月の開館以来、場所・施設等の提供により、一定の成果を挙げていたと思えます。平成16年7月には、市民活動の推進と活発化を図るため、市民活動の基本的な考え方や役割分担、具体的な取り組みなどについて定めた、印西市市民活動推進条例が施行されました。その後、平成18年度に支援センターに指定管理者制度が導入されましたが、条例施行後6年間、よりソフト面の支援の充実を目指した管理運営体制の抜本的な見直しというところまではいかなかったのが現状です。

しかしながらここに来て、市民活動団体等から支援センターに対し、中間支援、相談窓口及び情報発信等の機能の充実といったニーズが急速に高まり、また市村の合併や支援センターの移転の検討といった転機を迎え、新しい支援センターへの第1歩を踏み出そうとしています。

今回、私たち市民活動推進委員会は、平成22年4月5日付けで印西市長から「印西市市民活動支援センターの在り方について」の諮問を受け、印西市の市民活動の活発化と地域づくりの推進にとって、本来ならば活動拠点となるべき支援センターの役割と運営方法について、真剣に議論を重ねてまいりました。今後この提言書の内容を実際の整備や運営に活かしていただき、支援センターが市民及び市民活動団体にとって、気軽に立ち寄ることができ、広く信頼される場になることで、印西市の市民活動がより活発になることを期待します。

平成22年11月11日

印西市市民活動推進委員会  
委員長 木下 勇

# 目 次

## 第一章 印西市市民活動支援センターの現状と課題について

1 現 状	1
2 課 題	3

## 第二章 印西市市民活動支援センターの役割等について

1 支援センターの役割	4
2 支援対象とする市民活動の定義	5
3 支援センターの担うべき機能	
(1) 情報収集・提供機能	6
(2) 相談窓口・中間支援（コンサルティング、コーディネート）機能	7
(3) 交流の場の提供	7
(4) 人材育成（スキルアップ）支援機能	8
(5) 場所・施設等の提供	8

## 第三章 印西市市民活動支援センターの運営方法について

(1) 運営形態	9
(2) 運営に必要な能力	9
(3) 運営の進め方	9
(4) 運営体制	10

# 第一章 印西市市民活動支援センターの現状と課題について

## 1 現 状

支援センターは、印西市における市民活動の支援を図るため、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、交流できる場所並びに活動拠点として、平成14年1月に開館しました。当初より、支援センターの管理運営は市内に事務所を置く市民活動団体で構成された「印西市市民活動支援センター運営協議会」に委託されています。

### 【施設の概要】

- ▼開館年月日 平成14年1月15日
- ▼運 営 形 態 公設民営方式(平成18年度より業務委託から指定管理者制度へ移行)  
指定管理者…印西市市民活動支援センター運営協議会
- ▼施設住所等 〒270-1327 印西市大森2646番地12  
TEL 0476-49-4500
- ▼施設規模 昭和56年6月建築 鉄骨造2F建  
延床面積238.57㎡(1階132.54㎡ 2階106.03㎡)  
建築面積138.18㎡  
※平成18年度に耐震補強工事を実施
- ▼開館時間 午前9時～午後5時
- ▼休 館 日 月曜日(その日が休日にあたる時は翌日)  
12月28日～1月4日
- ▼駐車可能台数 5台程度
- ▼施設内容
  - 1階 事務室、作業室、印刷・コピー室、情報掲示板、洗面所  
パソコンコーナー
  - 2階 会議室

**【施設の管理運営に係る経費】**（修繕費・工事費・備品購入費を除く）

▼平成19年度	3,790千円	（うち運営協議会委託費	2,034千円）	
▼平成20年度	3,883千円	（	”	2,161千円）
▼平成21年度	4,181千円	（	”	2,214千円）

**【委託内容】** 印西市市民活動支援センター指定管理者協定書より抜粋

（指定管理者が担う業務）

第10条 乙が担う業務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 支援センターの管理に関すること。
- (2) 支援センターの使用許可に関すること。

乙は、支援センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）から提出された支援センター使用許可申請書の内容を審査し、許可又は不許可の決定をすること。なお、次の各号の細分のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- ア 建物又は付属物を破損又は汚損するおそれがあると認めたとき。
- イ 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- ウ 支援センターの設置の目的に反すると認めたとき。
- エ その他支援センターの管理運営上支障があると認めたとき。

- (3) 支援センターの使用の停止及び使用の許可の取消しに関すること。
- (4) 備品等の管理に関すること。
- (5) 職員の雇用に関すること。

乙は、支援センターの日常的な管理運営及び乙の事務処理等（事業や活動の実施にかかる補助業務を含む。）を行うため、職員を雇用する。

- (6) 事業報告書等の作成に関すること。
- (7) その他支援センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認めること。

**【利用状況】**

▼平成19年度	2,065人
▼平成20年度	2,456人
▼平成21年度	2,640人

## 2 課 題

支援センターの管理運営にあたっては、その在り方について十分な議論をせずに運営していた経緯があり、また市から指定管理者への委託内容についても施設の管理が中心であり、支援機能は必ずしも十分ではありませんでした。

しかしながら支援センターの設立当初とは違い、現在では市民活動を取りまく環境の変化に伴い、市民活動団体のニーズも大きく変化してきました。

今後は、本来支援センターに求められる、相談窓口、中間支援機能、活動と交流の場の提供、情報収集・発信機能、活動団体相互のネットワークづくり等、ソフト面の機能の充実を図るとともに、設置目的達成のための各種事業、専門スタッフの配置、それらに付随する予算の確保が必要であると考えます。

また建物については、築年数の経過による老朽化が顕著であり、駐車スペースも十分であるとは言い難いと思われます。2階にある会議室への階段は急であり、設備もバリアフリー対応となっていないため高齢者等の利用に支障があると考えます。

今後市民活動への理解や活動の機運を高めるためには、これらの課題を解消し、より活用しやすい施設とすることを検討するべきと考えます。

## 第二章 印西市市民活動支援センターの役割等について

第1章で述べた支援センターの現状と課題を踏まえ、他の公共団体での事例も参考にして、支援センターの役割、機能及び支援対象とする市民活動について、次のように検討を行いました。

### 1 支援センターの役割

#### (1) 市民の市民活動への参画の促進

これから市民活動を始めたい人、市民活動に参加したい人、もっと活動を広げたい人等が気軽に立ち寄り、相談できる場及び情報を提供すること。

#### (2) インキュベーション（市民活動の育成）及び市民活動団体の活動促進への環境整備

新たに市民活動を立ち上げようとしている市民等に対して、支援センターが様々な手助けを行うことや、市民活動を一層質の高い活動に深化させたい団体のため、課題の解決手段等を学び、継続的に実践できる環境整備に努めること。

#### (3) 多様な組織間でのネットワークの構築と協働等のパートナーシップの推進

市民・市民活動団体・事業者及び市が交流できる機会を創出し、地域の課題解決のため、それぞれの主体が役割を自覚し、対等の立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進められるよう支援すること。

## 2 支援対象とする市民活動の定義

印西市市民活動推進条例（以下、「推進条例」という。）において、市民活動は

「市民が互いに協力し、地域社会のさまざまな課題に向かって主体的、自主的に取り組む営利を目的としない開かれた活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を主たる目的とするもの及び選挙に関する活動を目的とするものを除く。」

と定義されています。

委員会としては、この定義を踏まえたうえで、次の5つの要件を備えるものが支援対象とする市民活動であると考えます。

- 1 市民が自発的に行い、かつ自己責任をもった活動であること。
- 2 営利を目的としない活動であること。
- 3 社会に貢献する活動であること。
- 4 継続的・発展的な活動であること。
- 5 宗教又は政治に関する活動を主たる目的としない活動及び選挙に関する活動を目的としないこと。

また支援センターを運営するにあたっては、運営主体が一定の基準で運営ができるよう、推進条例の趣旨にのっとり利用規約等を整備すべきです。特に判断の難しい宗教活動、政治活動、選挙活動等に関しては、詳細な判断基準が必要であると考えます。サークル等の活動については、ボランティア等の公益的な活動を行なっているかどうか判断基準になると考えます。また町内会等の行なう公益的な活動についても、推進条例の趣旨により支援対象であると考えます。



### 3 支援センターの担うべき機能

#### (1) 情報収集・提供機能

支援センターは、市民活動団体が活動するにあたり必要な最新の市民活動情報や団体運営のヒント等の情報を収集し、誰もが自由に閲覧、検索、活用しやすいよう情報を整理・分析し、市民や市民活動団体に対し提供できるようにすることが求められます。他の機関の情報も出来る限り共有し、様々な活動の情報拠点となるよう努めるべきであると考えます。

また支援センターとしての広報紙の発行や独自のホームページを作成し、市民活動団体が情報発信を行う際に支援センターもその情報を提供できるよう、常に外部へ向け情報の発信を行う体制を整える必要があります。

なお市民活動団体が活動するにあたり必要な情報を収集・提供するためには、多方面に高い意識と関心を持ち、利用者及び地域や広域の様々な活動団体と密接な関係を築いていることが求められます。

#### ◆具体的な事業・業務の例

- ・ 情報提供データベースの構築
- ・ ホームページの作成
- ・ 広報紙の発行
- ・ クリップサービス
- ・ イベントラックの設置
- ・ 掲示板の設置
- ・ 情報ファイルの設置
- ・ 団体情報の発信（特にHPを持たない団体）

## (2) 相談窓口・中間支援（コンサルティング・コーディネート）機能

支援センターは、市民活動団体の活動拠点としてのみならず、市民活動を始める市民や課題を持つ団体等が、知りたいことや相談したいことにすぐに対応でき、広く信頼される場であることが重要と考えます。そのためにも市民及び市民活動団体の様々な相談内容に応じ、解決が図れるよう、関連組織等との調整（コーディネート）機能を有し、市民活動に係るワンストップサービスが可能となるような体制の構築が必要です。

また支援センターは、市民活動団体と事業者及び行政等との間に立ち、中立の立場で、連絡・調整を行い、連携・協働の促進に努めるべきであると考えます。

### ◆具体的な事業・業務の例

- ・積極的なコーディネートの実施
- ・公民館、コミュニティセンター等での団体活動の把握・情報提供
- ・市民活動に係るワンストップサービス（総合相談窓口）の設置

※当分の間は、市民活動推進課が中心となって、市役所内部と市民活動団体との調整を行うことが望ましいと考えます。

- ・電話相談
- ・専門家による相談会の開催

## (3) 交流の場の提供

支援センターは、交流の場として、市民活動を効果的に活発化させるため、様々な地域資源を広く共有し、市民活動団体相互の理解を深めるため交流の機会を創出し、市内外を問わず、市民活動の情報を掲示板等で提供するなど、情報交流にも努めることが必要です。また市民活動団体のみならず、事業者、行政、地縁団体等、様々な主体が出会える場づくりを積極的に行っていき、多様な組織間でのネットワークの構築に努めることが求められます。

### ◆具体的な事業・業務の例

- ・交流サロンの設置
- ・掲示板の設置（再掲）
- ・交流イベントの開催

#### (4) 人材育成（スキルアップ）支援機能

市民活動を支えるのは「人」であり、市民活動推進のためには人材の発掘・育成は欠くことのできないものです。支援センターは、常に人材の発掘に努め、また現在市民活動を行っている団体の活動者や、これから活動を始めたいと考えている方などに対し、専門家による講習等を実施するなど、より一層質の高い市民活動を行ってもらえるようにしなければなりません。また一方では市職員に対する協働への理解を深めるための機会を創出することも必要であると考えます。

そのためNPO公開講座や協働コーディネーター養成などの効果的な研修会等の実施に取り組むことが必要であると考えます。

#### ◆具体的な事業・業務の例

- ・ NPO公開講座   ・ 協働コーディネーター養成講座   ・ ボランティア講座
- ・ ボランティア体験プログラム

#### (5) 場所・施設等の提供

支援センターは、利用者として想定される既存の団体やこれから活動を始めようとする団体・個人等のニーズに合致した場所、施設、機材の提供を行い、使い勝手がよく、常に市民活動団体等が訪れたいと思わせる空間の提供を図ることが必要です。

また市民活動団体等にアンケートを実施して、常にサービスの向上、改善を図ることも必要です。

#### ◆具体的な事業・業務

- ・ 交流サロンの設置（再掲）   ・ 作業室、会議室の貸出
- ・ パソコン（インターネット）環境の整備   ・ コピー機、印刷機等の提供
- ・ ロッカー、レターボックス等の設置

### 第三章 印西市市民活動支援センターの運営方法について

第1章で述べた支援センターの現状と課題、第二章で述べた担うべき役割等を踏まえ、今後の支援センターの運営形態、運営に必要な能力、運営の進め方、運営体制について検討を行いました。

#### (1) 運営形態

第二章で述べた役割を達成できるまでの期間は、市の直営、若しくは能力のある指定管理者を公募することも検討すべきと思われます。

#### (2) 運営に必要な能力

支援センターの運営の担い手は、推進条例の目的を理解し、地域の実情や特性、市民活動の実態を把握し、柔軟な発想、実行力、公平性及び自立性を持ち、責任を持って積極的に市民活動の活性化と推進を図ることができる能力が必要と考えます。また、運営する者は、支援に必要な水準を満たし、効果的な支援ができるよう常に工夫や職員の能力向上に努めることが必要です。

#### (3) 運営の進め方

指定管理者を公募する場合は、仕様書及び協定書を出来る限り詳細に具体的に作成することが重要であり、市は支援センターの設置目的を達成するために必要十分な予算を確保できるよう努める必要があると考えます。なお選定にあたっては(2)の運営に必要な能力があるかどうか、特に推進条例の理念を十分に理解しているかが判断基準の大きなポイントになると考えます。また、指定管理者に選定された者は、支援センターを仕様書等に沿って適切に運用することが重要であり、さらに市民、市民活動団体及び関係機関等の意見を十分反映した運営に努める必要があると考えます。

#### (4) 運営体制

支援センターに管理運営の責任を担う事務局長を置き、常時2名以上で窓口対応できる体制が望ましいと考えます。

また運営主体が支援センターの設置目的を果たすことができるよう、当該センターの管理・運営、事業・業務について審議するため、登録団体の代表者、市職員等により構成される評議会等を設け、広く市民、市民団体、関係機関等の意見を反映させながら、仕様書に基づく評価・提言を行ない、その後の運営に反映させていくことが必要であると考えます。

---【イメージ】※指定管理とする場合---

